

憲法 Chapter 3

Date

/

Date

/

Date

/



包括的基本権に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

ア 幸福追求権について、学説は憲法に列挙されていない新しい人権の根拠となる一般的かつ包括的な権利であると解するが、判例は立法による具体化を必要とするプログラム規定だという立場をとる。

イ プライバシーの権利について、個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせないという消極的側面と並んで、積極的に自己に関する情報をコントロールする権利という側面も認める見解が有力である。

ウ 判例によれば、何人も、その承諾なしにみだりに容貌等を撮影されない自由を有しており、犯罪捜査のための警察官による写真撮影は、犯人以外の第三者の容貌が含まれない限度で許される。

エ 判例によれば、いわゆるプライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利であり、公開を欲するか否かについては、本人の感受性を基準にして判断される。

オ 判例によれば、住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、秘匿性の高い情報とはいえ、行政機関が住基ネットにより住民の本人確認情報を管理、利用等する行為は、当該個人がこれに同意していないとしても、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・オ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・エ

正解

4

[包括的基本権と法の下での平等] 包括的基本権

ア 妥当でない

幸福追求権は、憲法に列挙されていない新しい人権の根拠となる一般**的かつ包括的な権利**であると解するのが現在の通説である。したがって、前段は正しい。他方、幸福追求権の規定は、現在では**具体的権利性を有する**とするのが通説の立場であり、判例においても、**みだりにその容ぼう・姿態等を撮影されない自由**などを、憲法13条を根拠に認めている（最大判昭44.12.24参照）。したがって、後段は誤っている。なお、プログラム規定とは、生存権（憲法25条）の法的性質において問題となる説である。

イ 妥当である

個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせないという消極的なものと理解されてきたプライバシーの権利は、情報化社会の進展にともない、「**積極的に自己に関する情報をコントロールする権利**」と捉えられて、自由権的側面のみならず、**プライバシーの保護を公権力に対して積極的に請求していく**という側面が重視されるようになってきていると解されている。

ウ 妥当でない

最高裁判所の判例によれば、個人の私生活上の自由の1つとして、**何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由**を有するが、この自由も、**公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受ける**。そして、犯罪を捜査することは、公共の福祉のため警察に与えられた国家作用の1つであり、警察にはこれを遂行すべき責務があるのであるから、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合があり得る（最大判昭44.12.24）。

エ 妥当でない

判例は、プライバシー侵害に関して、「公開を欲するか否かについては、本人の感受性を基準にして判断される」旨の判示はしていない。なお、「宴のあと」事件判決（東京地判昭39.9.28）は、プライバシーについて「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と定義した上で、プライバシー侵害の要件として、公開された内容が、①私生活上の事実又は事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に公開を欲しないであろうと認められる事柄であること、③一般の人々に未だ知られていない事柄であることを必要とする、という要件を示している。

オ 妥当である

最高裁判所は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）によって行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為の合憲性が問題となった事案において、本記述のように判示した（最判平20.3.6）。

以上により、妥当なものの組合せは肢4であり、正解は4となる。